

生活保護のしおり



諏訪市福祉事務所

諏訪市役所 社会福祉課 生活福祉係
(市役所 2 階)

〒392-8511 諏訪市高島 1 丁目 22 番 30 号
電話 0266-52-4141(代表)
内線 238,239



○生活保護制度とは

生活保護とは、日本国憲法第25条に基づき、生活に困っている全ての方に対し、困っている度合いに応じて健康で文化的な最低限度の生活を保障する国の制度です。

また、生活に困っている方が、自分の資産や能力、その他の制度を活用しても生活していくときに、最低限度の生活を保障するとともに、その方が自立して生活できるように援助する制度です。

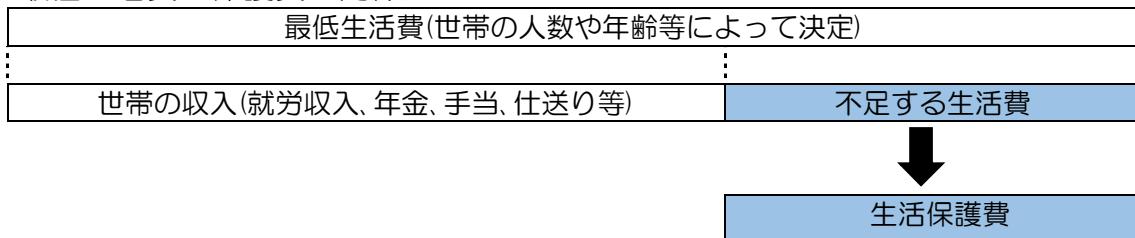


○生活保護利用までの流れ

生活保護は世帯単位で行い、世帯全員が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することが前提です。

その上で、世帯の収入と厚生労働大臣の定める基準で計算される**最低生活費**を比較して、収入が**最低生活費**に満たない場合に、不足する分を生活保護費として支給します。

(最低生活費と保護費の関係)



保護を受けるには次の手続き等が必要です。

①事前相談 福祉事務所で、お困りの内容についてご相談ください。

制度の案内を行うとともに、生活の様子や家庭状況等について聞き取りをします。障がいや介護状態等のため、福祉事務所にお越しにまだくことが難しい場合は家庭訪問による相談も可能なため、お電話にてご相談ください。

②申請 申請意思のある方は、所定の様式にて保護申請を行ってください。

申請日から原則 **14日以内**に生活保護が受給となるかどうか判断します。なお、調査に日時を要する特別な理由がある場合には最長 **30日以内**までに判断します。

③各種調査 保護の申請をされると、家庭訪問による生活状況の確認、資産、能力、扶養義務者、他制度の利用等を調査します。調査の結果、生活保護が利用できるかどうかを審査します。

④審査決定 審査結果について通知します。保護の利用が決定した方には、不足する生活費を支給します。

保護を申請する際に確認するポイント

① 能力の活用

働く方は、その能力に応じて働く義務があります。
ただし、病気や障がいがあり、治療に専念したほうがよい場合等はそちらを優先します。



② 資産の活用

預貯金、土地・家屋、生命保険、自動車等、売却や活用できる資産があれば、それらの資産を売却のうえ現金化し、最低生活費に充てていただくこともあります。

ただし、居住している持ち家や保有しているほうが世帯のためになる資産などは、保有が認められる場合があります。

※自動車があるために生活保護を受給できないということはありませんが、

自動車は『資産』になるため、原則処分していただき、生活の維持のために活用してもらうことになります。ただし、障がい（児）者や公共交通機関の利用が著しく困難な地域に居住する者等が通勤、通院等のために利用する場合、一定の条件によっては例外的に保有が認められる場合がありますので、ご相談ください。なお、通勤や通院等のために保有が認められた場合において、日常生活に不可欠な買物等について利用が認められますが、遊興目的での利用は認められません。

※持家等があるために生活保護を受給できないということはありませんが、自動車と同様『資産』となるため、原則売却し、売上金等を生活の維持のために活用してもらうことになります。ただし、実際に居住しており、処分価値が低い場合等はこの限りではありません。持家の資産が一定以上の場合、長野県社会福祉協議会の貸付制度が優先される場合があります。

③他の制度の利用

生活保護以外の制度（年金、各種手当、医療費助成、社会保障制度等）で給付を受けることができる場合は、生活のためにそれらを優先して活用していただくことになります。

④扶養義務者の支援が受けられるか

扶養義務者とは、直系血族と兄弟姉妹及び3親等内の親族のことで、この扶養義務者からの支援が保護に優先するため、精神的、経済的に支援が可能かどうかの調査を行います。

※扶養義務者からの支援が受けられても、受給が出来る場合がありますのでご相談ください。

※DV世帯等調査を行うことが困難な場合や明らかに支援が見込めない場合は、その旨をご相談ください。

⑤その他

借金があるために生活保護を受給できないということはありませんが、本制度は最低限度の生活維持を保障するものであり、借金の返済に充てるためのものではありません。借金の整理を行うよう法律の専門家などをご案内させていただきます。

生活保護は生計を同一とする世帯全員を対象とします。世帯の一部だけが保護を受けることはできないため、世帯員全員の意思表示が必要となります。

ただし、特別な事情がある場合には国の定めた基準に基づいて、世帯の一部の人だけを保護する（又は、保護しない）ことができますので、ご相談ください。

○保護費の種類と給付内容

	保護費の種類	生活を営む上で生じる費用	支給内容
①	せいかつふじょひ 生活扶助費	日常生活に必要な費用 (食費、被服費、光熱水費)	定められた基準額を支給
②	じゅうたくふじょひ 住宅扶助費	家賃、地代、住宅の維持費(補修等の費用)	定められた範囲内で 実費を支給
③	きょういくふじょひ 教育扶助費	義務教育を受けるために必要な学用品費や給食費等	定められた基準額を支給
④	いりょうふじょひ 医療扶助費	医療サービスの費用 保険適用の医療費、調剤費、移送費、文書料等	必要と認める医療費 の全額を支給 (保険外診療等を除く)
⑤	かいごふじょひ 介護扶助費	介護サービスの費用 介護保険内の介護サービス利用 時の自己負担分(1割)	必要と認める 介護サービス費の 全額を支給
⑥	しゅっさんふじょひ 出産扶助費	出産費用 分娩費、検査料等	定められた範囲内で 実費を支給
⑦	せいぎょうふじょひ 生業扶助費	就労に必要な技能の修得 高等学校就学等の費用	定められた範囲内で 実費または基準額を支給
⑧	そうさいふじょひ 葬祭扶助費	葬祭費用 火葬代 死亡診断、検案費用等	定められた範囲内で 実費を支給

※諏訪市内の家賃上限は次のとおりです。

世帯人数	上限額
1人	35,000円
2人	42,000円
3~5人	46,000円

○保護費の支給方法

①毎月の保護費(定例)	保護費は、原則として毎月 5 日(支給日が土日・祝日にあたる場合は、その直前の平日)に指定された金融機関に振り込みます。
②臨時の保護費(随時)	アパートの契約更新料やお子さんの通学定期代等、臨時に必要となる保護費については、随時支給することができますので、担当のケースワーカーにご相談ください。

※やむを得ない事情により、口座振込みができない場合にはご相談ください。

○生活保護を利用する方の権利



生活保護を受ける方は次のような権利が保障されます。

- ①条件を満たす誰もが平等に生活保護を利用できます。
- ②正当な理由なく、保護費が減少したり、利用できなくなることはありません。
- ③受け取る保護費等に対して、税金がかけられたり差し押さえられたりすることはありません。
- ④保護の決定内容に納得できない時は不服の申し立てをすることができます。

○生活保護を利用する方の義務



- ①次のような努力をしてください。

- ・働ける方は能力に応じて働き、収入を得ることができるように努めること
- ・病気や怪我で働けない方は医療機関を受診し、治療に専念すること
- ・無駄遣いをせず、計画的に保護費を使うようにすること
- ・その他、生活の維持向上に努めること

- ②福祉事務所から生活保護の目的達成のための指示や指導を受けた場合には、これに従ってください。福祉事務所からの指導指示は、利用する方の自由を尊重して行われます。指導指示は強制するものではありませんが、これに従わない場合は、所定の手続きの上、生活保護の停止や廃止をする場合があります。

- ③生活保護受給中は、世帯の状況や収入、資産等生活に変化が生じた場合は届出(申告)が必要となりますので、ご報告ください。

- ④申請後から調査等の目的のため家庭を訪問します。

- ⑤家賃、公共料金、学校給食費等を滞納してはなりません。場合によっては保護費を福祉事務所が代理で直接納付(代理納付)することができます。

- ⑥借金をしてはいけません。借金は収入として認定されますので、結果として保護費が少なくなります。ただし、各種奨学金等公的な貸付については、ケースワーカーにご相談ください。

○医療機関を受診する場合について

医療機関を受診するときは、必ず諏訪市福祉事務所へ連絡のうえ受診してください。

やむを得ず急病等で休日や夜間に受診する時は、医療機関の受付で生活保護を受給していることを申し出て受診し、その後諏訪市福祉事務所まで必ず連絡を



してください。

※通院の際には、生活保護の指定医療機関として登録されている医療機関でのみ受診できますので、あらかじめ確認の上、受診するようにしてください。もし、誤って指定医療機関でない医療機関を受診した場合、かかった医療費の全額が自己負担となります。

○必要な届出について

次のようなときは、速やかに福祉事務所に届け出てください。



- ・収入があったとき(ボーナス、退職金、過去の給料、保険金等)や、年金等の定例的な収入が増えたり減ったりしたとき
- ・仕事を始めたり、辞めたり、職場を変えたとき
- ・世帯員の人数が増えたり、減ったりしたとき(出生・死亡・転入・転出等)
- ・住所を変更したり、入院するとき
- ・家賃、地代が変更になったとき
- ・就労先の社会保険に加入したり、親族の扶養家族として社会保険に加入した時
- ・その他、生活状況が変わったとき

○不正受給について

嘘や申告を怠る等、意図的に不正を行い、保護費を受け取ると、「不正受給」となります。不正に受け取った保護費は、返還が必要なほか、悪質なものについてはその額の1.4倍以内で加算した金額を徴収する場合があります。また、刑法の詐欺罪等により罰せられることがありますので絶対におやめください。



○最後に

生活保護は最低限度の生活を保障し、みなさんの早期自立を助長することを目的としています。働く人は能力に応じて働く必要が、治療が必要な人はしっかりと治療を行う義務があります。ご理解お願いします。

なお、個人の秘密は堅く守ります。わからないことがあれば、担当ケースワーカーに気兼ねなくご相談ください。

メモ



ほうりつ もくてき (法律の目的)

だい じょう ほうりつ ほん こく けんぽう だい じょう きて い りねん もとづ くに せいかつ こんきゅう
第1条 この法律は、日本国憲法第25条に規定する理念に基き、国が生活に困窮するすべての
国民に対し、その困窮の程度に応じ、必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障するととも
に、その自立を助長することを目的とする。

むさべつひょうどう (無差別平等)

だいじうこくみんほうりつさだようけんみかさほうりつほくさむべつひょうどう
第2条 すべて国民は、この法律の定める要件を満たす限り、この法律による保護を、無差別平等に受けることができる。

さいていせいいかつ (最低生活)

（改正主法） 第3条 この法律により保障される最低限度の生活は、健康で文化的な生活水準を維持することができるものでなければならない。

ほご ほそくせい (保護の補足性)

（不謹の附定）
第4条 保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る財産、能力その他あらゆるものを、その最低限の限度の生活の維持のために活用することを要件として行われる。

2 民法(明治29年法律第89号)に定める扶養義務者の扶養及び他の法律に定める扶助は、すべてこの法律による保護に優先して行われるものとする。

3. 前2項の規定は、急迫した事由がある場合に必要な保護を行うことを妨げるものではない。

ふりえきへんこう きんし (不利益亦重の林上)

（不利益変更の禁止）
第56条 被保護者は、正当な理由がなければ、既に決定された保護を、不利益に変更されることがない

こうかきんし

（公課禁止） 第57条 被保護者は、保護金品及び進学準備給付金を標準として租税その他の公課を課せられることがない。

さしおさえ きんし

(差押禁止)
第58条 保被保護者は、既に給与を受けた保護金品及び進学準備給付金又はこれらを受ける権利を差し押さえられない。

じょうときんし

(譲渡禁止)
第59条 保護又は就労自立給付金若しくは進学準備給付金の支給を受ける権利は、譲り渡すことができない。

せいかつじょう ぎ む (生 汗 上 の 美 マダ)

(生活上の義務)
第60条 被保護者は、常に、能力に応じて勤労に励み、自ら、健康の保持及び増進に努め、収入、支出その他生計の状況を適切に把握するとともに支出の節約を図り、その他の生活の維持、向上に努めなければならぬ。

とどけで ぎ む
(尾山の義政)

（届出の義務）
第61条 被保護者は、収入、支出その他生計の状況について変動があったとき、又は居住地若しくは世帯の構成に異動があつたときは、すみやかに、保護の実施機関又は福祉事務所長にその旨を届け出なければならない。

(指示等に従う義務)

第62条 被保護者は、保護の実施機関が、第30条第1項ただし書の規定により、被保護者を救護施設、更生施設若しくはその他の適当な施設に入所させ、若しくはこれらの施設に入所を委託し、若しくは個人の家庭に養護を委託して保護を行うことを決定したとき、又は第27条の規定により、被保護者に対し、必要な指導又は指示をしたときは、これに従わなければならない。

2 保護施設を利用する被保護者は、第46条の規定により定められたその保護施設の管理規程に従わなければならない。

3 保護の実施機関は、被保護者が前2項の規定による義務に違反したときは、保護の変更、停止又は廃止をすることができる。

4 保護の実施機関は、前項の規定により保護の変更、停止または廃止の処分をする場合には、当該被保護者に対して弁明の機会を与えなければならない。この場合においては、あらかじめ、当該処分をしようとする理由、弁明をすべき日時及び場所を通知しなければならない。

(費用返還義務)

第63条 被保護者が、急迫の場合等において費用があるにもかかわらず、保護を受けたときは、保護に要する費用を支弁した都道府県又は市町村に対して、すみやかに、その受けた保護金品に相当する金額の範囲内において保護の実施機関の定める額を返還しなければならない。

(審査庁)

第64条 第19条第4項の規定により、市町村長が保護の決定及び実施に関する事務の全部又は一部をその管理に属する行政庁に委託した場合における当該事務に関する並びに第55条の4第2項の規定により市町村長が就労自立給付金又は進学準備給付金の支給に関する事務の全部又は一部をその管理に属する行政庁に委託した場合等における当該事務に関する処分についての審査請求は、都道府県知事に対してするものとする。

(再審査請求)

第66条 市町村長がした保護の決定及び実施に関する処分若しくは第19条第4項の規定による委任に基づいて行政庁がした処分に係る審査請求についての都道府県知事の裁決又は市町村長がした就労自立給付金若しくは進学準備給付金の支給に関する処分若しくは第55条の4第2項の規定による委任に基づいて行政庁がした処分に係る審査請求についての都道府県知事の裁決に不服がある者は、厚生労働大臣に対して再審査請求をることができる。

(費用の徴収)

第78条 不実の申請その他不正な手段により保護を受け、又は他人をして受けさせた者があるときは、保護費を支弁した都道府県又は市町村の長は、その費用の全部又は一部を、その者から徴収するほか、その徴収する額に100分の40を乗じて得た額以下の金額を徴収することができる。